

防 監 第 1 号
平成20年1月7日
一部改正 防 監 3 8 9 号
令和2年12月25日

総 務 課 長
殿
総 括 監 察 官

防 衛 監 察 監

契約審査会の設置及び運営等について（通達）

標記について、下記のとおり定めたので通達する。

記

1 目 的

防衛監察本部における契約担当官等が行う契約に関する事務の円滑化及び適正化を図るため、契約審査会（以下「審査会」という）を置く。

2 構 成

（1）審査会における会長及び委員の構成は、次のとおりとする。

会 長	副監察監
委 員	総務課長
	統括監察官
	統括監察官付第1監察班長
	その他会長が指定する者

(2) 会長に事故があるときは、あらかじめその指定する委員が、その職務を代理する。

3 審査対象

(1) 指名競争契約

契約の種類	調達要求金額
1 工事・製造	調達要求金額が500万以上
2 財産の買入れ	調達要求金額が300万以上
3 物件の借入れ	調達要求金額が160万以上
4 財産の売り払い	調達要求金額が100万以上
5 物件の貸し付け	調達要求金額が50万以上
6 その他の契約	調達要求金額が200万以上
7 1から6に掲げるもののほか、会長が特に必要と認めるもの	

(2) 随意契約

契約の種類	調達要求金額
1 工事・製造	調達要求金額が250万以上
2 財産の買入れ	調達要求金額が160万以上
3 物件の借入れ	調達要求金額が80万以上
4 財産の売り払い	調達要求金額が50万以上
5 物件の貸し付け	調達要求金額が30万以上
6 その他の契約	調達要求金額が100万以上
7 1から6に掲げるもののほか、会長が特に必要と認めるもの	

4 審査会の運営

(1) 会長は、審査会を主宰する。

(2) 会長は、原則として、3に規定する審査対象となる調達要求があった場合に、審査会を招集して、これを開催するものとする。ただし、会長は、必要に応じ、審査会を招集して、これを開催することができる。

(3) 会長は、緊急を要するため審査会を招集するいとまがないときは、持ち回りによる審査を認めることができる。

(4) 審査会は、委員全員が出席して審査を行うものとする。ただし、委員が

欠けたとき、又はやむを得ず出席できないときは、その代理人を出席させなければならない。

5 審査結果

会長は、別紙様式により、審査結果をとりまとめる。

6 説明員

諮問案件に係る調達要求書を作成した総務課長若しくは統括監察官（以下「課長等」という）又は課長等が指定する者及び契約担当官等補助者は、説明員として審査会に出席しなければならない。

7 庶務

審査会の庶務は、総務課会計係が行う。

8 附則

この通達は、平成20年1月7日から施行する。

附則（令和2年12月25日 防監第389号）

この通達は、令和2年12月25日から施行する。

契約審査会説明事項

1	調達要求元	
2	調達要求番号	
3	件名	
4	調達の概要	
5	予算科目（予算額）	
6	希望契約方式	指名競争契約 ・ 随意契約
7	希望業者及び理由	
8	希望履行期限	
9	備考	

審査結果

1 審査日時 年 月 日

2 審査概要

3 審査結果 承認 ・ 保留 ・ 不承知

契約審査会長